入札説明書

社会福祉法人心友会

理事長 武田　昇

社会福祉法人心友会 非常用自家発電設備整備事業に係る入札公告に基づく入札については、別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日

令和5年8月７日（月）

２．契約者

社会福祉法人心友会 理事長 武田　昇

３．担当窓口

社会福祉法人心友会　障害者支援施設　しいのみ園

担当者　岩沼圭子　中根慶太

〒266-0003 千葉県千葉市緑区高田町1953-1

TEL 043-291-2941 　FAX043-291-2181

電子メール info@shinyuukai.jp

４．概要等

（１）調達案件

社会福祉法人心友会 非常用自家発電機設備整備工事

（２）仕様等

・容量115kVA程度で、72時間施設を維持可能なこと。

・詳細は設計図書によるが、燃料の種別及び機器の設置場所は問わない。

（３）納入期限

令和6年 2月29日（木）

（４）納入場所

社会福祉法人心友会 しいのみ園　〒266-0003 千葉市緑区高田町1953-1

５．入札参加資格 以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

（１）参加業者は千葉市入札参加名簿に記載されていること。

（２）同種の工事を元請として施工したことがあること。

（３）納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。

（４）次に示す経営不振の状態にないこと。

ア 破産法（平成25年法律第18条）に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続を行ったとき。

エ 会社法（明治 32 年法律第 48 号）により会社の整理又は特別清算を開始したとき。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に第 2 条に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはその他暴力団 もしくは暴力団員と密接な関係を有する業者でないこと。

６．入札参加の手続

（１）参加申込期間

令和5 年 8月7日（月）から 8 月17日（木）までの

午前 8 時 30 分から午後 5 時 まで

（２）資格確認申請期間

　　　令和5年8月７日（水）から8月18日（金）まで

（３）提出場所　担当窓口に示す。

（４）提出書類

ア 　入札参加申込書（様式１）

イ　入札参加資格確認申請書（別記様式‐２）

（５）提出方法

提出場所への持参又は郵送による。郵送による場合は（１）の期間に必着のこと。

（６）その他

ア 入札参加資格の確認結果は、令和5年8月18日（金）までに、参加資格が認められなかった者にのみ通知する。

イ 仕様適合の確認結果は、令和5年 8月18日（金）までに、仕様適合が認められなかった者にのみ通知する。

ウ 提出された書類等は返却しない。

７．入札に関する質問と回答

（１）入札説明書等入札関連書類について質問がある場合は、次に従い質問書（様式２） を提出すること。

 ア 提出期限

令和5 年8月15日（火）午後5時

イ 提出場所

３．に示す窓口

ウ 提出方法

書面の提出は、提出場所への持参、郵送、FAX 又は電子メールによる電送により行うこととする。郵送又は電送による者はアの期日に必着のこと。

（２）（１）の質問に対する回答は、令和5年8月16 日（金）午後5 時までに、入札参加希望者すべてに FAX により通知する。

（３）本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問書については、回答しない。

（４）入札後、入札関連書類に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることは できない。

８．入札方法等

（１）入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年 9月11日（月）午前 11時

イ 場所

社会福祉法人心友会 しいのみ園絆棟会議室

〒266-0003 千葉市緑区高田町1953－1

（２）入札書（様式３）の提出は持参によるものとし、それ以外の方法は認めない。なお、入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

（３）入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額とする。

（４）入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封入の上 入札担当職員の指示に従い入札箱に投入すること。

ア 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状（様式４）を持参の上、 代理人氏名及びその者の印

ウ 誓約書（様式５）を持参の上、代理人氏名及びその者の印

（５）一旦提出された入札書は、引換え、変更又は取消をすることはできない。

（６）次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札 者とした場合は落札決定を取り消すこととする。

ア 入札参加資格のない者が提出したもの。

イ 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

ウ 誤字、脱字、汚れ等により、文字が不明瞭なもの。

エ 入札件名に重大な誤りのあるもの。

オ その他入札説明書等において示した条件等に違反するもの。

（７）入札者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行で きない状態にあると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。

（８）入札執行前または入札執行中において入札参加者が 2 者に達しないときは、入札を中止する。

（９）開札は、入札者又はその代理人、契約担当者、当法人役員及び当法人職員、市職員の立会いにより行う。

（１０）入札場には、（９）に記載した者以外の者は立ち入ることはできない。

（１１）入札者又はその代理人は、特別な事情のない限り、指示があるまで入札場を退場 することはできない。

（１２）落札者の決定は次の方法により行う。

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

ウ 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行 う。なお、再入札の回数は 1 回とする。

エ 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了する。

（１３）入札保証金及び契約保証金 いずれも免除する。

９．その他

（１）本事業は千葉市障害福祉サービス事業所等整備費補助金事業による補助事業のため、補助事業実施に関する事務手続要領等の関係規程に従うこと。

 以上